

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 ( 年 月 日提出)

① 愛知県知多郡  美浜町長様	② 申 請 者	特別徴収義務者の住所(居住)又は所在地	〒 ー													
		特別徴収義務者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名														
		③ この申請に 応答する係氏 名及び電話番 号	係 氏名	( ) ー												
		④特別徴収義務者番号														
		法人番号(個人事業主は記入不要)														

地方税法第 321 条の 5 の 2 の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

⑤ 特例の適用を受けようとする税額	年 月以後の支給に係る給与および、退職手当にかかる特別徴収税額					
⑥ 申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員および各月の支給金額(外書は、臨時雇用者にかかるもの)	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)
	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)
	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)
⑦ (一)現に町税の滞納があり又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由に因るものである時は、その理由の詳細 (二)申請の日前1か年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合は、その有無及び年月日						

※ 処 理 欄	
------------------	--

※提出は6月中に到着するようお願いします。

# 申請についての注意事項

## 1 特別徴収税額の納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時 10 人未満である特別徴収義務者です。

(注)「常時 10 人未満」というのは、常に 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

(2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与及び退職手当等について特別徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

給与にかかる特別徴収期間	納期限
6月から11月までの徴収税額分	12月10日まで
12月から翌年5月までの徴収税額分	翌年6月10日まで

退職手当等にかかる特別徴収の期間	納期限
6月から11月までの徴収税額分	12月10日まで
12月から翌年5月までの徴収税額分	翌年6月10日まで

(4) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時 10 人以上になった場合には、その旨を遅滞なく当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村長に届けなければなりません。

◎注意 滞納や著しい納入遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても、滞納したり、納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そ

のようなことがないように特にご注意願います。

## 2 申請書の書き方

(1) 「②」欄には、申請者が個人である場合にはその住所若しくは居所及び氏名を、法人である場合には、本店又は主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者氏名をそれぞれ記入してください。

ただし、申請にかかる事務所等の所在地が申請者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所等の所在地及び名称並びに特別徴収義務者番号を記入してください。

(2) 「③」欄には、連絡に便利な係、氏名及び電話番号を記入してください。

(3) 「⑤」欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。

(4) 「⑥」欄には、申請の日前 6 か月間の各月末の人員を記入してください。この場合において、臨時の勤務者があるときは、カッコ内に臨時雇用者の人員を記入してください。

(5) 「⑦」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。

(6) ※印を付けた欄には記入しないでください。